

平成 29 年 4 月 27 日

各位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 濱中 眞紀夫 (コード番号:3185 東証マザーズ) 問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 田 中 啓 晴 (TEL, 072-761-9293)

親会社からの資金の借入に関するお知らせ

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会におきまして、親会社から資金の借入を行うことを決議し、実行いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 資金の借入の理由

売上計画達成のために必要な商品仕入資金調達のため。

2. 契約の内容

①借入先 RIZAPグループ株式会社

②借入金額 100 百万円

③借入利率 年2.0% (固定、初日片端入れ)

④借入実施日 平成 29 年 4 月 27 日⑤最終期限 平成 30 年 3 月 30 日

⑥返済方法 最終期限に元利金を一括して完済とする。

⑦担保の有無無⑧保証の有無無

⑨損害金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14.6%の

割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割

計算とする。

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成28年7月4日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当

社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について、支配株主ではない金融機関等の第三者からの借入れが可能かどうかの検討を行い、また、市場金利との大きな乖離がないことも確認する等合理的に決定しており、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引については、市場金利等との乖離が大きくないことを確認し、借入に関する条件等を決定しております。

また、当社の役員である濱中眞紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利 害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名(石原康成氏、古川純平氏)より、第三者からの借入の検討や、自己資金による資金繰りも検討したうえで、支配株主からの借入を行う必要性があると認められ、また借入条件の合理性についても認められ、さらに公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図っていることから、当該取引が少数株主にとって不利益なものには該当しない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、平成29年5月中旬公表予定の平成29年3月期の決算短信に記載する平成30年3月期の連結業績予想に反映いたします。

以上